

香川県報



第 31 号

平成 16 年

4 月 20 日（火曜日）

告 示

目 次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

地方自治法の規定による包括外部監査契約の締結	（人事・行革課）	一
東讃海域の全窒素及び全燐に係る水質環境基準の水域類型の指定	（環境管理課）	二
昭和四十九年香川県告示第六百六十六号（公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部改正	（ " " ）	三
生活保護法の規定による指定助産機関を廃止した旨の届出（健康福祉総務課）	（ " " ）	四
生活保護法の規定による医療扶助のための施術担当機関の指定	（ " " ）	五
貸金業務取引主任者研修の委託	（経営支援課）	六
香川県統計調査条例の規定による仕事と家庭の両立支援調査の実施	（労働政策課）	七
香川県青年農業者等育成センターの指定	（農業経営課）	八
家畜伝染病発生の報告	（畜産課）	九
香川県証紙の売りさばき人の指定	（会計課）	一〇
公印の新調	（教育委員会）	一一
落札者等の公示	（県立病院課）	一二
大規模小売店舗の新設の届出	（経営支援課）	一三
農地保有合理化事業規程の変更の承認	（農業経営課）	一四
土地改良事業の認可	（土地改良課）	一五

土地改良区の役員就任の届出 選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会の委員長等の住所及び氏名

●個人演説会等を開催することができる施設として指定した施設についての名称の変更があつた旨の報告

●個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨の報告（二件）

告 示

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告

平成十五年香川県選挙管理委員会告示第八十三号（平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙（仲多度郡第一選挙区）における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表）の一部訂正

平成十五年香川県選挙管理委員会告示第九十三号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨）の一部訂正

告 示

香川県告示第二百八十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、包括外部監査契約を締結したので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年四月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 包括外部監査契約の期間の始期

平成十六年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用、執務費用及び実費による。ただし、一九、九五〇、〇〇〇円を上限とする金額とする。

三 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出があつた後に一括して支払うものとする。

四 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 榎本 浩

住所 高松市栗林町二丁目三番九号

香川県告示第二百八十四号

環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和四十六年環境庁告示第五十九号)別表2の2のイに掲げる類型をいう。以下同じ。)を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

平成九年香川県告示第五百九号(東讃海域の全窒素及び全燐に係る水質環境基準の水域類型の指定)は、廃止する。

平成十六年四月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

別表

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
東讃海域(別記の水域)	海域	直ちに達成

(別記)

高松市長崎鼻と土庄町豊島礼田崎を結ぶ線、同島ターダガ鼻と直島町井島鞍掛鼻を結ぶ線、同島尻鼻と内海町藤崎と岡山県稲鼻を結ぶ線上で同町藤崎から五キロメートルの地点を結ぶ線、同地点と同町藤崎を結ぶ線、同町藤崎と同町藤崎と兵庫県西島手線干崎を結ぶ線上で同町藤崎から五キロメートルの地点を結ぶ線、同地点と東かがわ市坂元一番地を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

香川県告示第二百八十五号
昭和四十九年香川県告示第六百六十六号(公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)の一部を次のように改正する。
平成十六年四月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

別表(注)1中「引田町坂元一番地」を「東かがわ市坂元一番地」に改める。
香川県告示第二百八十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条において準用する同法第五十条の規定により、次の指定助産機関から当該助産機関を廃止した旨の届出があつた。

平成十六年四月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃 止 年 月 日	名 称	開 設 者	所 在 地
平成一六、四、一	小谷 カツミ	小谷 カツミ	丸亀市田村町一四五九 四
平成一六、四、一	山地 カズノ	山地 カズノ	丸亀市城西町二五 五
平成一六、四、一	猪熊助産所		坂出市林田町一五八八 一〇
平成一六、四、一	鈴木助産院	鈴木 美江子	坂出市富士見町一 二一 五
平成一六、四、一	多田羅 フミ子	多田羅 フミ子	坂出市八幡町二八 二七
平成一六、四、一	大平 キリノ	大平 キリノ	善通寺市南町三 六 二七
平成一六、四、一	高井 琴江	高井 琴江	観音寺市池之尻町七三〇
平成一六、四、一	寒川 花枝	寒川 花枝	さぬき市長尾西一〇四九
平成一六、四、一	高嶋 シゲノ	高嶋 シゲノ	さぬき市大川町田面二七四三 一一
平成一六、四、一	真部 ふじ子	真部 ふじ子	さぬき市多和竹屋敷一九〇
平成一六、四、一	三谷 綾子	三谷 綾子	さぬき市志度三四四
平成一六、四、一	佐広 エミ子	佐広 エミ子	東かがわ市小海一八二五

平成一六、四、一	福井 イシ	福井 イシ	仲多度郡仲南町七箇二六七九
平成一六、四、一	ヲ 佐柳 マサノ	ヲ 佐柳 マサノ	仲多度郡多度津町奥白方九九七五
平成一六、四、一	大谷 豊子	大谷 豊子	仲多度郡満濃町吉野二五二三
平成一六、四、一	榎本 マツノ	榎本 マツノ	仲多度郡琴平町苗田八八一
平成一六、四、一	南 マサエ	南 マサエ	綾歌郡綾上町西分一三〇二
平成一六、四、一	端山 ヨスエ	端山 ヨスエ	綾歌郡綾上町山田下三三六七
平成一六、四、一	中井 ハルエ	中井 ハルエ	綾歌郡綾上町山田下二九一一
平成一六、四、一	山上 ハルエ	山上 ハルエ	香川郡香南町吉光九七
平成一六、四、一	松浦 たつえ	松浦 たつえ	香川郡塩江町安原下第三号六九四二
平成一六、四、一	中原 ミノリ	中原 ミノリ	香川郡香南町西庄一八四二四
平成一六、四、一	山田 ミサヲ	山田 ミサヲ	木田郡牟礼町牟礼二二二八
平成一六、四、一	工 佐々木 マツ	工 佐々木 マツ	木田郡三木町下高岡二〇一
平成一六、四、一	河瀬 美代子	河瀬 美代子	木田郡三木町池戸三四八四二
平成一六、四、一	浦野助産所	浦野 ヒサ	小豆郡土庄町甲九六六一六
平成一六、四、一	山口 イトエ	山口 イトエ	東かがわ市与田山五六八六
平成一六、四、一	水口助産所		東かがわ市引田一九〇二五
平成一六、四、一	古川 小萩	古川 小萩	東かがわ市馬篠一四四一
平成一六、四、一	富田 茂代	富田 茂代	東かがわ市三本松六八八一

平成一六、四、一	堀家 シズ	堀家 シズ	仲多度郡多度津町堀江六四五
平成一六、四、一	安川 静江	安川 静江	仲多度郡琴平町六七一一
平成一六、四、一	笠山 ヨシノ	笠山 ヨシノ	三豊郡詫間町詫間五四七六一
平成一六、四、一	松本 サキノ	松本 サキノ	三豊郡豊浜町和田甲五五三

香川県告示第二百八十七号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成十六年四月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	施 術 者	施術者の住所	施設の名称	施設の所在地
平成一六、三、一	内海 慶介	丸亀市通町五二二	きた整骨院	丸亀市通町五二二
平成一六、三、五	藤本 貴大	丸亀市土器町西二丁目三五四番地	タカフジ接骨院	丸亀市土器町西二丁目三五四番地

香川県告示第二百八十八号

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の七第十項の規定に基づき、貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を内閣総理大臣が指定するものに行わせることとしたので、次のとおり告示する。

平成十六年四月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定機関の名称
 社団法人全国貸金業協会連合会
- 二 主たる事務所の所在地
 東京都港区三田三丁目七番一三三号

三 指定機関に研修事務を行わせることとした日

平成十六年四月十三日

香川県告示第二百八十九号

香川県統計調査条例(昭和二十四年香川県条例第四十五号)の規定に基づき、仕事と家庭の両立支援調査を次のとおり実施する。

平成十六年四月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査の目的

育児・介護休業制度の導入・取得状況など、育児・介護を行う労働者の生活と就業の実態等を総合的に把握することにより、今後の働きやすい環境づくりを促進するための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の実施期間

平成十六年五月十五日から同年六月三十日まで

三 調査の範囲

五人以上の常用労働者を有する県内所在の民営事業所のうち産業ごとに層化抽出された事業所及び同所で勤務する従業員

四 調査の方法

- 1 調査委託機関 香川県中小企業団体中央会
- 2 調査票の送付及び回収 調査員による留置。回収は、郵送等による送付又は調査員による訪問回収

五 調査事項

- 1 育児休業制度について
 - 2 介護休業制度について
 - 3 仕事と家庭の両立支援制度について
 - 4 家族看護休暇制度について
 - 5 働きやすい環境づくりのために必要な施策について
- 香川県告示第二百九十号
- 青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)

第五条第一項の規定により、次の法人を香川県青年農業者等育成センターとして指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十二年六月三十日付けで同条第一項の規定により指定した財団法人香川県農業振興基金協会については、平成十六年三月三十一日にその指定を取り消した。

平成十六年四月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

名 称	住所及び事務所の所在地	指定年月日
財団法人香川県農業振興公社	高松市松島町二丁目一七番二八号	平成十六年四月一日

香川県告示第二百九十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第四項の規定により、家畜伝染病の発生について次のとおり告示する。

平成十六年四月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者及び疑似患者の区分	頭数	発生の場所	発生日月日	転帰
ヨ一ネ病	牛	患者	一	さぬき市長尾東一三	平成十五年十一月二十七日	自衛殺

香川県告示第二百九十二号

香川県証紙条例(昭和三十九年香川県条例第十一号)第五条の規定により、香川県証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成十六年四月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定年月日
平成十六年四月一日
- 二 住所

丸龜市土器町東八丁目五二六番地

三 氏名

香川県中讃食品衛生協会 会長 榊 久雪

四 売りさばき場所

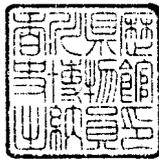
丸龜市土器町東八丁目五二六番地 中讃保健福祉事務所内

香川県告示第二百九十三号

香川県歴史博物館出納員、香川県県民ホール出納員及び香川県埋蔵文化財センター出納員の使用する公印を、平成十六年四月一日次のとおり新調した。
平成十六年四月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 香川県歴史博物館出納員印



二 香川県県民ホール出納員印



三 香川県埋蔵文化財センター出納員印



公 告

香川県公告第二百七号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十

五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。
平成十六年四月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達件名及び数量 香川県立中央病院清掃業務 一式

二 調達方法 購入等

三 契約方式 一般競争入札

四 落札決定日 平成十六年三月二十四日

五 落札者の氏名及び住所 香川ビルメン株式会社 香川県高松市藤塚町二丁目一〇番二

三号

六 落札金額 七九、九九七、四〇〇円

（消費税及び地方消費税三、八〇九、四〇〇円を含む。）

七 入札公告日 平成十六年一月二十七日

八 落札方式 最低価格

九 担当課 郵便番号 七六〇 八五五七 香川県高松市番町五丁目四番一六号 香川県

立中央病院業務課管理担当 電話番号 〇八七 八三五 二二二二（内線三二〇）

香川県公告第二百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号、以下「法」という。）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。
平成十六年四月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所

コーナン商事株式会社 大阪府堺市鳳東町四丁四〇一番地一

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターコーナン香川白鳥店 東かがわ市字城泉一八九番地外三十二番

<p>3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所 コーナン商事株式会社 大阪府堺市鳳東町四丁四〇一番地一</p> <p>4 大規模小売店舗の新設をする日 平成十六年十二月六日</p> <p>5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 六、五八六平方メートル</p> <p>6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (一) 駐車場の収容台数 四一一台 (二) 駐車場の収容台数 一九二台 (三) 荷さばき施設の面積 二七三平方メートル (四) 廃棄物等の保管施設の容量 二四立方メートル</p> <p>7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後九時 (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時三十分から午後九時三十分まで (三) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所 (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前〇時から午後十二時まで</p> <p>二 届出年月日 平成十六年四月五日</p> <p>三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間</p>	<p>1 縦覧場所 香川県商工労働部経営支援課及び東かがわ市事業部経済課</p> <p>2 縦覧期間 平成十六年四月二十日(火曜日)から平成十六年八月二十日(金曜日)まで</p> <p>四 意見書の提出 法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十六年八月二十日(金曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。 なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び東かがわ市事業部経済課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。</p> <p>1 記載すべき項目 (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (四) 意見の内容</p> <p>2 提出先 郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ 香川県公告第二百九号 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項の規定により財団法人香川県農業振興公社に係る農地保有合理化事業規程の変更の承認をしたので、同条第二項の規定において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。 平成十六年四月二十日 香川県知事 真 鍋 武 紀</p> <p>一 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類 1 農地売買等事業 2 農地信託等事業</p>
---	--

3 農業生産法人出資育成事業

4 研修等事業

二 変更承認日

平成十六年四月一日

香川県公告第二百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年三月三十一日認可した。

平成十六年四月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
琴平町土地改良区	かんがい排水事業（単独県費補助土地改良事業）構造改善地区
"	かんがい排水事業（単独県費補助土地改良事業）庚申堂地区

香川県公告第二百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、香川用水土地改良区から役員就任について次のとおり届出があった。

平成十六年四月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	香川 芳文	綾歌郡飯山町上法軍寺三九五番地	平成一六、三、二六
"	近藤 貢	三豊郡財田町財田中二一六五番地	"

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第三十二号

香川県選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成十六年四月二十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 委員長

高松市番町五丁目九番一七 一〇〇一号

竹 崎 克 彦

二 委員長職務代理者

高松市錦町二丁目三番一九号

渡 辺 光 夫

香川県選挙管理委員会告示第三十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができるとして指定した次の施設について、平成十五年四月一日その名称の変更があった旨庵治町選挙管理委員会から報告があった。

平成十六年四月二十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	新 旧	所 在 地
庵治町体育センター	庵治町勤労者体育センター	木田郡庵治町八六六番地四

香川県選挙管理委員会告示第三十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として、次の施設を指定した旨香川町選挙管理委員会から報告があった。

平成十六年四月二十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
香川町高齢者活動促進センター	香川郡香川町大字東谷一五九番地一

香川県選挙管理委員会告示第三十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として、平成十六年四月五日次の施設を指定した旨池田町選挙管理委員会から報告があった。

平成十六年四月二十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
三都ふれあいセンター	小豆郡池田町大字蒲野一六一〇番地一
三都体育館	小豆郡池田町大字蒲野一六一六番地一

香川県選挙管理委員会告示第三十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、その指定を取り消した旨三木町選挙管理委員会から報告があった。

平成十六年四月二十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
三木町民体育館	木田郡三木町大字氷上二六番地

香川県選挙管理委員会告示第三十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十九条の規定による平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書について、公職の候補者都村尚志の出納責任者武田正治から訂正の報告があったので、同法第九十二条第一項の規定に基づき、平成十五年香川県選挙管理委員会告示第八十三号（平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙（仲多度郡第一選挙区）における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり訂正する。

平成十六年四月二十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

3 中

「 費たかじ除除金 130,000」を
 「 費たかじ除除金 130,000
 田田民民社社三三県県政政連連会会 300,000」に
 香川三三縣縣政政連連会会 30,000」を
 「 その他の収入 2,000,000」を
 「 その他の収入 1,670,000」に改める。
 香川県選挙管理委員会告示第三十八号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、川崎造船労働組合坂出支部政治活動委員会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十五年香川県選挙管理委員会告示第九十三号（政治資金規正法による政治団体の収支等に関する報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正する。
 平成十六年四月二十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

その他の政治団体の部川崎造船労働組合坂出支部政治活動委員会のうち1中
 「 1 収入総額 232,970円」を
 「 1 収入総額 377,970円」に
 「 本年収入額 21円」を
 「 本年収入額 280,024円」に改め、
 同部川崎造船労働組合坂出支部政治活動委員会のうち3中
 「 3 翌年への繰越額 97,970円」を
 「 3 翌年への繰越額 377,970円」に改め、
 同部川崎造船労働組合坂出支部政治活動委員会のうち4中
 「 4 収入の内訳」を
 「 4 収入の内訳 280,000円」に
 本部又は支部から供与された交付金に係る収入
 川崎重工労組政治活動委員会 280,000円」
 「 合 計 21円」を

香川県選挙管理委員会告示第三十九号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により平成十六年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十六年四月二十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党香川県生命尊重支部	亀山 博子	渡辺 昌三	高松市城東町一 八一七
自由民主党香川県高松市第七支部	山田 徹郎	木野戸秀行	高松市大工町二 二二
自由民主党高松市たまも支部	北地 保則	植本 義明	高松市玉藻町七 一八
自由民主党高松市北部支部	香西 延章	香西 直子	高松市茜町三 二二

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
明るい民主県政をきずく香川県連絡会議	山田 行夫	山下 正文	高松市福田町八 一〇
糸目隆光後援会	大嶋 浅子	川波 弘	木田郡三木町井上一八六七
大喜多勝義後援会	細川 政和	大喜多 勉	三豊郡山本町大字河内二四八四 二一
大河内よしのり後援会	小川 二郎	栗賀 和雄	善通寺市稲木町四四四 八

大橋良男後援会	大橋 良男	筒井 賢二	三豊郡山本町大字辻二一八八
岡田けんご後援会	大倉 清	青木 貢	丸亀市本島町笠島一〇一
神原後援会	中山 芳信	豆山ツヤ子	丸亀市陵町三一
新香川を創造する会	佐佐木蘭轟	田山 浩三	高松市郷東町七四七 八
新社会党香川県本部	井角 操	林 英治	高松市西宝町一 一六 二二七
新世代	有福 哲一	北村 宏幸	坂出市林田町三四七〇 二〇五
CENTURY 21	香川 重広	大岡 克三	仲多度郡満濃町大字炭所東六二二 一四
十川昭五後援会	十川 昭五	国方 幸治	さぬき市大川町富田西二五九八 一
多田羅良一後援会	須崎 繁行	須崎 繁行	坂出市京町三 三四
林利幸後援会	寺嶋 秀行	林 楓雄	坂出市川津町二六八三
ひらた景子後援会	合田 悦雄	平田 弘次	綾歌郡宇多津町二〇七四 七
細川鉄二後援会	赤松 孝章	森下 恵司	東かがわ市入野山二四八五 一
松岡善一後援会	菊池 登	石原 敏範	さぬき市小田一五一四 九八
宗時誠二後援会	木村 唯夫	福西 直美	さぬき市寒川町石田西五五 一
躍動する香川を造る会	生田 暉雄	中野 希行	高松市錦町二 四 二二
山田てつお後援会	山田 徹郎	和木 茂	高松市大工町二 二二

香川県選挙管理委員会告示第四十号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定による政治団体の届出事項の移動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年四月二十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党内海支部	主たる事務所の所在地	小豆郡内海町本庄甲二五九	小豆郡内海町橋乙五七一
代表者の氏名	代表者の氏名	山本 和志	浜口 勇
会計責任者の氏名	会計責任者の氏名	山中 彰	秋長 正幸
自由民主党香川県医療会支部	代表者の氏名	森下 立昭	形見 重男
代表者の氏名	代表者の氏名	和田 茂	森下 立昭
会計責任者の氏名	会計責任者の氏名	安藤 義貴	猪熊 薫
自由民主党香川県土地改良支部	代表者の氏名	前谷 勉	秋田 忠昭
代表者の氏名	代表者の氏名	森川 輝男	西井 隆
会計責任者の氏名	代表者の氏名	尾形 洋一	黒川 恵
代表者の氏名	代表者の氏名	池田 敏雄	尾形 洋一
会計責任者の氏名	代表者の氏名	大山 秀樹	吉川 幸治
自由民主党花園支部	主たる事務所の所在地	高松市多賀町一一三五	高松市多賀町二一八

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
綾野敏幸後援会	代表者の氏名	田井三智夫	我部山康延
代表者の氏名	代表者の氏名	田井三智夫	我部山康延
綾野敏幸とともに政治を考える会	代表者の氏名	田井三智夫	我部山康延
代表者の氏名	代表者の氏名	田井三智夫	我部山康延
新井哲二後援会	代表者の氏名	丸亀市中津町二〇八一	丸亀市今津町五〇二二
代表者の氏名	代表者の氏名	織部 弘造	榎木 博
石塚祐子後援会	代表者の氏名	香川 康弘	石川 剛
代表者の氏名	代表者の氏名	井上 浩司	辻 恵三
井上浩司後援会	代表者の氏名	井上 浩司	辻 恵三

自由民主党引田支部	代表者の氏名	鎌田 実	川畔 幸利
代表者の氏名	代表者の氏名	尾崎 照子	川畔 信子
自由民主党牟礼支部	代表者の氏名	井上 孝志	岡部 芳文
代表者の氏名	代表者の氏名	井上 孝志	永田 安男
日本共産党香川県委員会	代表者の氏名	土岐 一郎	水谷 剛
代表者の氏名	代表者の氏名	岡田まなみ	藤目 剛
日本共産党高松地区委員会	代表者の氏名	岡田まなみ	藤目 剛

井上三豊後援会	の代表者 山下 英樹	の代表者 山下 英樹	の代表者 三宅 和敏	の代表者 大平 芳寿
大橋光政後援会	の代表者 石井 裕司	の代表者 山下 英樹	の代表者 山下 英樹	の代表者 甘舛 信義
尾崎弘を育てる会	の代表者 香川 賢一	の代表者 香川 賢一	の代表者 平川 信夫	の代表者 平川 信夫
香川県医師連盟	の代表者 北池 隆	の代表者 北池 隆	の代表者 山下 重雄	の代表者 山下 重雄
	の代表者 森下 立昭	の代表者 森下 立昭	の代表者 形見 重男	の代表者 形見 重男
	の代表者 榑端みどり	の代表者 榑端みどり	の代表者 松本 学	の代表者 松本 学
香川県獣医師政治連盟	の代表者 砂川 一浩	の代表者 砂川 一浩	の代表者 大平 一喜	の代表者 大平 一喜
佐伯文男後援会	の代表者 合田 中	の代表者 合田 中	の代表者 石川 篤	の代表者 石川 篤
松愛会	の代表者 松愛会	の代表者 松愛会	の代表者 新政松愛会	の代表者 新政松愛会
鶴身正後援会	の代表者 安芸 喜幸	の代表者 安芸 喜幸	の代表者 和田 利夫	の代表者 和田 利夫
日本司法書士政治連盟香川会	の代表者 森塚 幸範	の代表者 森塚 幸範	の代表者 片岡幸一郎	の代表者 片岡幸一郎
松下よしのぶ後援会	の代表者 越智 雄悟	の代表者 越智 雄悟	の代表者 山中 功	の代表者 山中 功
牟礼浩子後援会	の代表者 織田 健一	の代表者 織田 健一	の代表者 田中 義雄	の代表者 田中 義雄

八木壮一郎後援会	主たる事務所の所在地	小豆郡池田町大字池田八九七二	小豆郡池田町大字池田九四二一
横関よしまさ後援会	主たる事務所の所在地	高松市中山町二〇五	高松市中山町一〇五一九
好村とともに市政を考える会	政治団体の名称	好村とともに市政を考える会	好村とともに町政を考える会

香川県選挙管理委員会告示第四十一号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。
 平成十六年四月二十日
 香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称	あじ、未来輝き、21
政治団体の名称	明日の香北を住みよくする会
政治団体の名称	氏家健三後援会
政治団体の名称	大橋光政を育てる会
政治団体の名称	香川県接骨師連盟
政治団体の名称	神余哲夫後援会
政治団体の名称	川崎弘後援会
政治団体の名称	暉誠会
政治団体の名称	大柔会
政治団体の名称	東城正和後援会
政治団体の名称	仲龜昌身後援会
政治団体の名称	平田昌久後援会

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

藤柔会
松下和規後援会
松原昭夫後援会
真鍋巨後援会
道上しげる後援会
三宅てるしげ後援会
木柔会
元網正具後援会

香川県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年四月二十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容	
				新	旧
好村 昌明	東かがわ市 議会議員	好村とともに市政を 考える会	政治団体 の名称	好村とともに に市政を考 える会	好村とともに に町政を考 える会

香川県選挙管理委員会告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年四月二十日

資金管理団体の取消しの届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	取 消 し の 届 出 の あ っ た 資 金 管 理 団 体 の 名 称
三宅 暉茂	県議会議員	暉誠会

平成十六年四月二十日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています